

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年4月14日（水）13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、市森係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 原子力規制庁からのコメントへの回答
 - ✓ 燃料取扱機の運転範囲、ブーム等の運転姿勢及び制御方法
 - ✓ 燃料取扱設備における監視・制御装置の多重化・多様化
 - ✓ 水中カメラ及び照明の設置・保守時の想定被ばく線量
 - ✓ 換気設備における排気風量の調整方法
 - ✓ 3号機燃料取扱機・クレーン不具合から得た教訓を踏まえた2号機燃料取扱設備の品質管理強化策
 - ✓ 原子炉建屋オペレーティングフロア床面に設置する遮蔽体の耐震性
 - ◇ 静的地震力又は動的地震力により遮蔽体に負荷される水平力を比較したところ、動的地震力による水平力の方が厳しくなったため、遮蔽体の設計用地震力として動的地震力を適用して再評価した。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 燃料取扱い時の昇降レベルを一定にするための燃料取扱機の制御について、信頼性の確保に係る考え方を説明すること。
- 燃料取扱設備の監視・制御装置において、多重化・多様化した計器類を全て挙げるとともに、当該計器類を用いて安全に設備を運用するために検出すべき状態（過荷重等）について説明すること。
- 換気設備による原子炉建屋及び燃料取り出し用構台の各排気風量の調整手順について具体的に説明するとともに、燃料取り出し用構台前室から原子炉建屋オペレーティングフロアへの気流が生じていることの確認方法について説明すること。
- 品質管理強化策について、関係部門の横断的な体制が設置及び運用段階まで継続することが分かるように示すこと。
- 遮蔽体の耐震性に係る計算書において、動的地震力を求める際に遮蔽体を剛体と見なしたことについて明示するとともに、その妥当性を説明すること。また、計算条件として、遮蔽体に負荷される水平力の評価に、上向きの地震加速度による垂直抗力の減少分を踏まえた摩擦抵抗を考慮している旨の説明を追加すること。更に、遮蔽体が評価単位ごとに分割されていることが分かるように示すこと。

等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について
 - ✓ 添付資料3 換気設備 換気風量について
 - ✓ 添付資料4 原子炉建屋オペレーティングフロア床面に設置する遮蔽体の耐震性についての計算書